

令和4年度利用調整基準表

一保育所等において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、以下により、優先順位を決定したうえで、利用する児童を決定します。

※この基準表は令和4年4月入所（園）にかかる利用調整から適用します。

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育のことです。

<優先順位の決定方法>

「1 基本点数」に「2 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、点数が高い程、優先順位が高いものとします。「最優先」に該当する場合は、それ以上の点数の加点（減点）は行いません。

※「1 基本点数」「2 調整点数」の点数欄にある「※」は、児童福祉の観点から福祉事務所長が必要と認めた場合、別途点数を設定します。

1 基本点数

「基本点数」は、父母それぞれの該当する点数の合計とします。

複数の類型に該当する場合は、高い方をそれぞれの点数とします。

※ひとり親の場合は、当該ひとり親の「1 基本点数」に、「2 調整点数」の「ひとり親」を加点します。

類 型		状 況	父	母
就 労	居宅外労働	居宅外で労働している場合（月の労働時間が120時間以上）	200	200
		居宅外で労働している場合（月の労働時間が120時間未満）	120	120
	居宅内労働	居宅内で労働している場合（月の労働時間が120時間以上）	190	190
		居宅内で労働している場合（月の労働時間が120時間未満）	110	110
妊 娠、出 産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合（出産前後8週間）		170
疾 病、 負 傷、 障 害	疾 病、負 傷	疾病又は負傷している場合（入院加療又は居宅内常時臥床の状態）	200	200
		疾病又は負傷している場合（居宅内で安静を要する状態）	160	160
		疾病又は負傷している場合（上記以外）	70	70
	精 神 又 は 身 体 の 障 害	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	150	150
精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）		60	60	
同居親族の介護、看護		同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	140	140
		同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	50	50
災 害 復 旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最優先	
求 職 活 動		家計の主宰者が、現に求職活動を行っている場合	120	120
		現に求職活動を行っている場合（上記以外）	30	30
就 学		学校教育法に規定する学校等に在学している、若しくは職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	120	120
児 童 虐 待 ・ 配 偶 者 からの 暴 力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	最優先	
前各号に類するもの		児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

2 調整点数

以下の類型に該当する場合は、「1 基本点数」に加点（減点）します。

「保育士」「保護者の障害」「その他」の類型のみ、該当があれば、父母それぞれで点数を加点します。

類 型	状 況	父	母
卒園児	乳児専門保育所及び地域型保育事業（事業所内保育事業（従業員枠）を除く）の卒園児（地域型保育事業の卒園児については、原則、連携施設の利用を希望する場合に適用）	最優先	
ひとり親	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	210	
保育士	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が120時間以上）	200	200
	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（月の労働時間が120時間未満）	100	100
育児休業復帰 「きょうだい児」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等を希望する場合（育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	170	
	休業開始により退園した児童で、退園前に利用していた保育所等以外を希望する場合（育児休業の対象となる児童で、退園した児童と同一の保育所等を希望する場合にも適用）	160	
	休業開始前から利用しているきょうだい児と同一の保育所等を希望する場合	160	
	上記以外で、休業復帰に伴い保育所等の利用を希望する場合	140	
きょうだい児 「育児休業復帰」との併用不可。「育児休業復帰」を優先。	きょうだい児が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	150	
	既にきょうだい児が在籍している保育所等を希望する場合	150	
	きょうだい児で新たに同一の保育所等を希望する場合	140	
多子世帯	小学校6年生までの児童が3人以上いる世帯	10	
保護者の障害 基本点数が「疾病、負傷、障害」以外の場合に限る。	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	10	10
	精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	5	5
同居親族の介護、看護 基本点数が「同居親族の介護、看護」以外の場合に限る。	同居の親族を常時介護、看護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	10	
	同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	5	
当該児童の障害	利用申込みをしている児童が障害を有する場合	5	
生活保護	就労による自立支援につながると判断される場合	5	
同居親族が保育可能	同居している16歳以上65歳未満の親族が、利用申込みをしている児童を保育できる場合	▲ 10	
転園 転居又は転勤による転園希望の場合に限る。	区外への転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	10	
	区内での転居又は転勤により、保育所等に在籍している児童を転園させる場合	5	
その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が必要と認める場合	※	※

※「保育士」については、子ども・子育て支援事業計画の計画期間に合わせて、5年間（令和6年度末まで）の時限措置とします。なお、同計画の中間見直しに合わせて、見直しを行います。

また、対象となる「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育、病児保育（市）のことです。

3 同一点数で並んだ場合の優先基準

「基本点数＋調整点数」が同一点数で並んだ場合は、以下により、利用する児童を決定します。

ただし、「最優先」に該当するケースが同時に発生し、競合した場合には、福祉事務所長が総合的に判断し、優先順位を決定します。

段 階	優 先 基 準
第1段階	転園希望者よりも現在保育所等を利用していない方を優先する。
第2段階	当該施設において利用希望順位が高い方を優先する。
第3段階	保育所等の利用申込みを行っているものの、利用できずに待っている期間（利用開始希望日からの期間）が長い方を優先する。
第4段階	最初に、ひとり親を優先する。次に、基本点数（父母の基本点数を合計したもの）を比較し、点数が高い方を優先する。
第5段階	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い方を優先する。